

岡山市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、岡山市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 法第25条の2第2項に規定する情報の交換及び協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(要保護児童対策調整機関)

第3条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、岡山市岡山っ子育て成局子育て支援部こども福祉課とする。

(協議会を構成する関係機関等)

第4条 法第25条の2第1項に規定する関係機関等の名称及び当該機関等の法第25条の5各号のいずれに該当するかの別は、別表に掲げるとおりとする。

(守秘義務)

第5条 協議会の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定に基づき、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、法第25条の3に規定する協力要請の求めに応じて会議等に出席した者について準用する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の4の規定に基づき協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、岡山市子ども虐待防止ネットワーク協議会設置要綱及び各福祉地区子ども虐待防止地域ネットワーク会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

名 称	児童福祉法第25条の 5各号の該当する号
岡山市副市長	第1号
岡山市岡山っ子育成局長	第1号
岡山市岡山っ子育成局子育て支援部長	第1号
岡山市こども企画総務課	第1号
岡山市地域子育て支援課	第1号
岡山市こども福祉課	第1号
岡山市こども総合相談所	第1号
岡山市発達障害者支援センター	第1号
岡山市保育・幼児教育課	第1号
岡山市就園管理課	第1号
岡山市幼保運営課	第1号
岡山市内公立保育園	第1号
岡山市内公立認定こども園	第1号
岡山市北区中央福祉事務所	第1号
岡山市北区北福祉事務所	第1号
岡山市中区福祉事務所	第1号
岡山市東区福祉事務所	第1号
岡山市南区西福祉事務所	第1号
岡山市南区南福祉事務所	第1号
岡山市保健所	第1号
岡山市北区中央保健センター	第1号
岡山市北区北保健センター	第1号
岡山市中区保健センター	第1号
岡山市東区保健センター	第1号
岡山市南区西保健センター	第1号
岡山市南区南保健センター	第1号

岡山市こころの健康センター	第1号
岡山市男女共同参画相談支援センター	第1号
岡山市教育委員会事務局	第1号
岡山市内国公立幼稚園	第1号
岡山市内公立小学校	第1号
岡山市内公立中学校	第1号
岡山市内公立高等学校	第1号
岡山市内特別支援学校	第1号
岡山県女性相談支援センター	第1号
岡山県警察本部生活安全部	第1号
岡山県岡山中央警察署	第1号
岡山県岡山東警察署	第1号
岡山県岡山西警察署	第1号
岡山県岡山南警察署	第1号
岡山県岡山北警察署	第1号
岡山県岡山赤磐警察署	第1号
岡山家庭裁判所	第1号
岡山地方法務局	第1号
岡山市内私立認可保育園	第2号
岡山市内私立認定こども園	第2号
一般社団法人岡山県病院協会	第2号
岡山市内私立幼稚園	第2号
岡山弁護士会	第2号
特定非営利活動法人さんかくナビ	第2号
一般社団法人岡山市医師会	第2号
社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会	第2号
岡山市国公立園長会	第3号
岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会	第3号
岡山市里親会	第3号

岡山市民生委員児童委員協議会	第3号
岡山県児童養護施設等協議会	第3号
岡山市内医師会連合会	第3号
岡山市内歯科医師会連合会	第3号
岡山市愛育委員協議会	第3号
岡山市私立幼稚園・認定こども園協会	第3号
岡山市小学校長会	第3号
岡山市中学校長会	第3号
岡山人権擁護委員協議会	第3号
児童家庭支援センター	第3号
その他岡山市長が指定する者	第3号